

令和 6 年 度

兵庫県内部管理評価報告書審査意見書

令和 7 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵 監 委 報 第 14 号
令和 7 年 9 月 17 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

兵 庫 県 監 査 委 員

岡 つ よ し

前 田 と も き

花 岡 正 浩

令和 6 年度兵庫県内部管理評価報告書の審査について

令和 7 年 8 月 12 日付け審第 1044 号で審査依頼がありました令和 6 年度兵庫県内部管理評価報告書を審査した結果について、別添のとおり意見を提出します。

なお、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、監査委員 高永 徹は審査を実施しておりません。

— 目 次 —

第 1	審査の概要		1
1	審査の対象		1
2	審査の手続		1
第 2	審査の結果及び意見		2
1	審査の結果		2
2	審査の意見		2

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 6 年度兵庫県内部管理評価報告書（以下「報告書」という。）

2 審査の手続

知事から提出された報告書について審査を行った。

審査に当たっては、

ア 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか

イ 内部管理の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に実施されたか

等の点について検証し、兵庫県監査委員監査基準に準拠して、リスク評価シート等の照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施するとともに、財務監査等の結果も参考にして慎重に審査した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

報告書について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

2 審査の意見

留意・改善・要望事項については以下のとおりである。

(1) 運用上の重大な不備

報告書記載のとおり、評価対象期間中に運用上の重大な不備が 1 件あり、また評価対象期間外においても運用上の重大な不備が 1 件あった。

これらの不備については、県民から信頼される県政の推進や、内部管理の目的である財務諸表等の信頼性の確保等に影響を及ぼすものである。

再発防止に向け、引き続き是正等に対する取組を進められたい。

(2) 内部管理の実効性確保

総括部局、推進部局をはじめとする推進組織の取組等により、指摘事項となるような不備は見受けられなかった。

しかしながら、リスク評価シートの重点リスクに記載していても、財務監査でリスクと同じ内容の誤りが指摘等されており、内部管理が機能しているのか疑われる事例が多数認められた。

また、財務監査において指摘等された財務事務上の誤りをリスク評価シートの重点リスクに記載していないものも見受けられた。

不備のあった所属の内部管理推進員は、不備発生の本質的な原因を十分に分析した上で、所属の実情に応じた実効性のある具体的なリスク対応策を講じ、再発防止に努められたい。

(3) 内部管理制度の更なる周知徹底

内部管理制度の導入から 5 年目となるにもかかわらず、リスク評価シートの記載内容に不適切なものが見受けられるほか、直近の認知度調査において制度そのものに対する認知度が低下するなど、制度が職員に十分に浸透しているとは言いがたい傾向が認められた。

制度を形骸化させることなく、職員への意識付けを浸透させ、職員一人一人が自ら携わる業務に内包される重点リスクを理解した上で、その対応策を常に意識して業務を遂行することが必要である。

適正な事務の執行を図るため、特に部局長をはじめとする幹部職員は、職員への意識付けと周知徹底に引き続き努められたい。

(4) 内部管理対象事務以外の事務

兵庫県内部管理推進要綱において、内部管理対象事務は財務に関する事務としているが、対象外の事務であっても重大な不備があれば、評価報告書への記載が適切とされており、総務省が示すガイドライン等においても説明責任を果たす観点から、重大な不備については評価報告書に記載すべきものとしている。

この度の県保有情報の漏えい等が発生した情報セキュリティや個人情報に関する事務については、現在捜査中で原因が十分に明らかになっていないが、今後、重大な不備があったと認定した場合は評価報告書に記載し評価するとともに、的確に再発防止を図られたい。